

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 6 号に規定する流し網漁業（えび流し網漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 5 年（2023 年）1 月 27 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
流し網漁業	えび流し 網漁業	別記 2 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数）	3 隻	1 宇城市三角町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	えび流し 網漁業	別記 2 のとおり	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数）	21 隻	1 宇城市不知火町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	えび流し 網漁業	別記 2 のとおり	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数）	1 隻	1 八代市鏡町に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	えび流し 網漁業	別記 2 のとおり	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数）	6 隻	1 八代市昭和同仁町、昭和明 徴町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
流し網漁業	えび流し 網漁業	別記2のとおり	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数)	30隻	1 八代市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	えび流し 網漁業	別記2のとおり	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数)	6隻	1 八代市日奈久浜町、日奈久 上西町、日奈久下西町に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	えび流し 網漁業	別記2のとおり	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数)	1隻	1 八代市二見洲口町に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	えび流し 網漁業	別記2のとおり	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数)	6隻	1 八代市昭和同仁町、昭和明 徴町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	えび流し 網漁業	別記2のとおり	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数)	19隻	1 葦北郡芦北町大字田浦町、 大字海浦に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	えび流し 網漁業	別記2のとおり	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数)	3隻	1 葦北郡芦北町大字計石、大 字女島に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
流し網漁業	えび流し 網漁業	別記2のとおり	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数)	6隻	1 水俣市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	えび流し 網漁業	別記1のとおり	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数)	3隻	1 天草市東町、下浦町、本渡 町広瀬に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	えび流し 網漁業	別記2のとおり	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数)	2隻	1 天草市河浦町宮野河内に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	えび流し 網漁業	別記1のとおり	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数)	7隻	1 上天草市大矢野町上、登 立、維和、中に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	えび流し 網漁業	別記2のとおり	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数)	2隻	1 上天草市大矢野町維和に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	えび流し 網漁業	別記1のとおり	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数)	3隻	1 天草市有明町大島子に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
流し網漁業	えび流し 網漁業	別記1のとおり	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数)	2隻	1 天草市有明町楠甫に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	えび流し 網漁業	別記2のとおり	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数)	4隻	1 上天草市姫戸町姫浦に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	えび流し 網漁業	別記2のとおり	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数)	7隻	1 天草市御所浦町御所浦に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	えび流し 網漁業	別記2のとおり	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数)	1隻	1 上天草市龍ヶ岳町樋島に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	えび流し 網漁業	別記2のとおり	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数)	4隻	1 上天草市龍ヶ岳町高戸に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	えび流し 網漁業	別記2のとおり	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数)	2隻	1 天草市栖本町湯船原に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年(2023年)1月30日 から 令和5年(2023年)2月13日 まで

3 備考

- (1) この公示に係る許可の有効期間は、令和5年(2023年)3月1日から令和8年(2026年)2月28日までとする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。
- ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
 - イ 同時に使用する網具の全長は、450メートルを超えてはならない。
 - ウ 網丈は、2.3メートルを超えてはならない。
- (3) この公示に係る共同漁業権は平成25年(2013年)9月1日に免許されたものとする。

別記1

操業区域 天草有明海及び不知火海。ただし、左欄の期間中右欄の区域を除く。

期 間	区 域
7月15日から 8月20日まで	次のア、イ、ウまでの点を順次に結んだ線、エの点とオの点を結んだ線及びイの点からアの点を見通した線の延長線以北の不知火海 ア 八代市加賀島山頂 イ 八代市三ツ島(中島) ウ 宇城市三角町戸馳島南端 エ 宇城市三角町戸馳戸馳大橋東側取付基部 オ 宇城市三角町黒崎戸馳大橋東側取付基部

別記2

操業区域 不知火海。ただし、左欄の期間中右欄の区域を除く。

期 間	区 域
7月15日から 8月20日まで	次のア、イ、ウまでの点を順次に結んだ線、エの点とオの点を結んだ線及びイの点からアの点を見通した線の延長線以北の不知火海 ア 八代市加賀島山頂 イ 八代市三ツ島(中島) ウ 宇城市三角町戸馳島南端 エ 宇城市三角町戸馳戸馳大橋東側取付基部 オ 宇城市三角町黒崎戸馳大橋東側取付基部